

## 生命保険を活用した相続対策の留意点 ～孫が保険金受取人の場合～ その3

シリーズで生命保険を活用した相続対策の留意点について解説をしています。今回（第3回）は、孫が死亡保険金の受取人となっている場合の相続税の課税関係について解説します。

相続人ではない孫を生命保険金の受取人に指定している場合には、相続人ではない孫が受け取る生命保険金は相続税の非課税規定の適用を受けることができません。また、配偶者及び一親等の血族（代襲相続人となった孫（直系卑属）を含む）ではないことから相続税額の2割加算の対象者となります。

さらに、孫が相続又は遺贈により財産を取得したこととなるため、その被相続人から相続開始前3年（令和6年1月1日以後の贈与から7年）以内に贈与を受けていた場合には、生前贈与加算の対象にもなります。

そのため、遺贈を受けた孫の相続税額が2割加算となるだけでなく、生前贈与加算が行われることになると、他の共同相続人の相続税も高くなります。

【設例】相続人でない孫と相続人のいずれかが生命保険の受取人である場合の相続税の差異を以下の設例で検証します。

1. 被相続人 父（令和6年4月死亡）
2. 相続人 母・長男（長男には子Aがいる）・長女
3. 生前贈与 父は、以下のような贈与を行っていた。

受贈者	令和3年12月		令和4年10月		令和5年3月	
	贈与金額	贈与税	贈与金額	贈与税	贈与金額	贈与税
長男	300万円	19万円	300万円	19万円	300万円	19万円
長女	300万円	19万円	300万円	19万円	300万円	19万円
長男の子A	300万円	19万円	300万円	19万円	300万円	19万円

4. 父の相続財産（生前贈与財産を除く。）と遺産分割

- ① 不動産 5,000万円（長男が遺産分割により相続）
- ② 現預金 10,000万円（母が遺産分割により相続）
- ③ 上場株式 5,000万円（長女が遺産分割により相続）
- ④ 生命保険金 1,000万円（長男又は長男の子Aが受取人）

5. 相続税の計算

（単位：万円）

	保険金受取人が孫（長男の子A）の場合				保険金受取人が長男の場合		
	母	長男	長女	長男の子A	母	長男	長女
不動産	—	5,000	—	—	—	5,000	—
現預金	10,000	—	—	—	10,000	—	—
上場株式	—	—	5,000	—	—	—	5,000
生命保険金	—	—	—	(注1) 1,000	—	1,000	—
同上非課税金額	—	—	—	—	—	△1,000	—
生前贈与加算	—	900	900	900	—	900	900
課税価格	10,000	5,900	5,900	1,900	10,000	5,900	5,900
相続税の総額	3,624				3,152		
各人の算出税額	1,529	902	902	291	1,446	852	852
相続税額の2割加算	—	—	—	(注2) 58	—	—	—
配偶者の税額軽減	△1,529	—	—	—	△1,446	—	—
贈与税額控除	—	△57	△57	△57	—	△57	△57
納付税額	0	845	845	292	0	795	795
合計税額	1,982				1,590		

(注1) 長男の子Aは、相続人ではないことから、生命保険金の非課税規定の適用を受けることができない。

(注2) 長男の子Aは、配偶者及び一親等の血族ではないため相続税額の2割加算の対象者となる。

(文責： 山本和義)